

## 学校法人美作学園法人役員・評議員報酬規程

第1条 この規程は学校法人美作学園の役員・評議員に報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程の報酬は年間報酬として別表1のとおりとする。  
ただし、理事長の報酬については、12カ月で除し月報酬とすることができる。

第3条 在任期間が1カ年未満の場合は、第2条に定める額を12カ月で除し在任月数を乗じたものとする。

別 表 1

	法人役員・評議員年間報酬表				
法人役員等	理事長	常勤理事	非常勤理事	監 事	評議員
年間報酬額	100,000 円	50,000 円	80,000 円	80,000 円	15,000 円

附則 この規程は平成6年12月20日より実施する。  
この規程の一部を改正し、平成7年4月17日に遡及し実施する。  
この規程の一部を改正し、平成19年11月24日に遡及し実施する。  
この規程の一部を改正し、平成31年4月1日に遡及し実施する。